

施工体制に関する発注機関への提出書類について

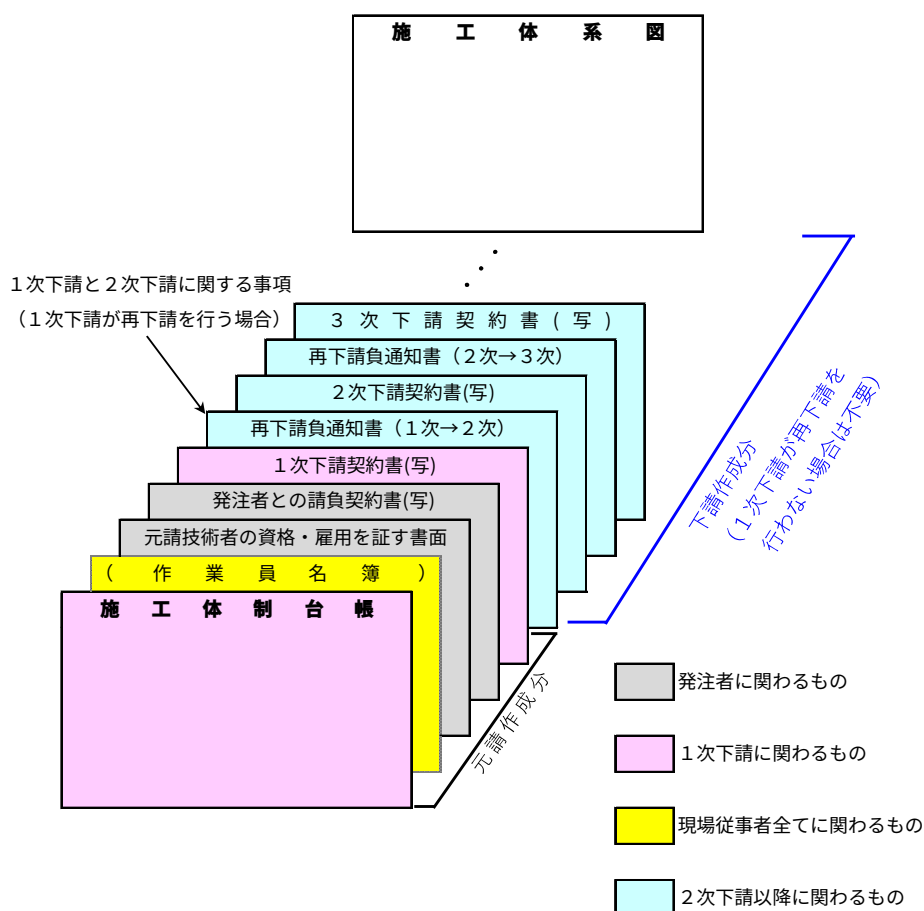
1 現場代理人・主任技術者・監理技術者等選任届 ※すべての工事

【選任（変更）時：総務課に書面により提出】

元請技術者の資格・雇用を証す書面
現場代理人・主任技術者・監理技術者等選任届

2 施工体制台帳（添付書類含む）及び施工体系図の写し ※下請契約を締結した工事

【下請契約後：監督職員に提出。ASP 活用工事は電子データによる提出を原則】



※作業員名簿は、元請が下請分の保険加入状況等を確認してから差し込んでください。

（下請各社分を綴り込むだけで、集約整理する必要はありません）

※書類に変更が生じた場合には、随時提出が必要です。

※CCUSを利用して写しの提出を省略しようとする場合は「施工体制台帳の作成等について」の（6）発注者への提出を参照してください。

■適正な下請契約及び施工体制の確保に関するウェブページ

（作成要領・様式はこちらを参照してください）

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23378.html>

元請業者提出書類一覧表（施工体制に関するもの）

【○：提出が必要なもの、×：提出が不要なもの、△：提出が必要な場合があるもの】

下請契約の有無			下請 無し	下請有り		提出時期 【方法】 《提出先》		
受注金額			金額にかかわらず全て					
発 注 金 額	1件当たりの1次下請金額		—	下請金額にかかわらず全て				
	1次下請金額の総額 (括弧内は建築一式工事の場合)		—	5,000 万円未満 (8,000 万円未満)	5,000 万円以上 (8,000 万円以上)			
現場代理人・主任技術者・監理技術者等選任届 (技術者の資格・雇用を証す書面添付)			○	○	○	選任(変更)時 【書面】 《総務》		
施工体制台帳（添付書類含む）	台 帳	元請と1次下請間		—	○	○	下請契約後 随時 【書面】 または 【電子データ】 《監督職員》	
		作業員名簿（注1）		—	○	○		
	添 付 書 類	元請技術者の資格・雇用を証す書面	監理技術者関係		/	/		/
			監理技術者資格者証(表裏)の写し 雇用関係を証明できるものの写し	—	×	○		
				—	×	△注2		
			監理技術者補佐関係		/	/		/
			監理技術者補佐となりうる資格を有することを証する書面の写し 雇用関係を証明できるものの写し	—	×	○		
				—	×	○		
			主任技術者関係		/	/		/
			主任技術者資格を有することを証する書面の写し 雇用関係を証明できるものの写し	—	○	×		
				—	○	×		
			専門技術者関係		/	/		/
			主任技術者となりうる資格を有することを証する書面の写し 雇用関係を証明できるものの写し	—	△	△		
				—	△	△		
			すべての再下請負通知書の写し		—	○		○
			すべての下請契約書の写し		/	/		/
元請と1次下請間		—	○	○				
その他の下請間		—	○	○				
施工体系図（注3）			×	○	○			

注1 元請・下請を問わず建設工事従事者に関する事項（氏名、年齢、職種、社会保険の加入状況等）について記載する。

2 監理技術者資格者証で、直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できない場合に提出を要する。

3 施工体系図は、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所への掲示を要する。

元請技術者の資格・雇用を証す書面

(1) 資格を証する書面の例

区 分	証明できる範囲			事 例 等
	資格関係		雇用 関係	
	指 定 建設業	非指定 建設業		
監理技術者				
①監理技術者資格者証	○	○	○	
②国家資格の合格又は免許の証明書 (建設業法15条2号イ)	○	○	×	1 級技術検定合格証明書 1 級建築士免許証明書
指導監督の実務経験の場合				2年以上の指導監督の実務経験
③指定学科の卒業証明書＋実務経験の使用者証明書 ＋指導監督の実務経験の使用者証明書	×	○	×	高校卒(土木工学科)+5 年以上の実 務経験 (うち 2 年以上の指導監督 の実務経験)
④10年実務経験等の使用者証明書＋指導監督の実 務経験の使用者証明書	×	○	×	土木の10年実務経験 (うち 2 年以 上の指導監督の実務経験)
⑤国家資格等の合格又は免許の証明書(建設業法 7条 2号ハ)＋指導監督の実務経験の使用者証明 書	×	○	×	2 級技術検定合格証明書＋ 2 年以 上の指導監督の実務経験
⑥国土交通大臣の特別認定講習の認定書(建設業法 15条2号ハ)	○	○	×	
主任技術者、監理技術者補佐(注 3)又は専門技術者				
⑦監理技術者資格者証	○	○	○	
⑧指定学科の卒業証明書＋実務経験の使用者証明書	○	○	×	高校卒(土木工学科)+5 年以上の実 務経験
⑨10年実務経験等の使用者証明書	○	○	×	土木の10年実務経験
⑩国家資格等の合格又は免許の証明書 (建設業法7条2号ハ)	○	○	×	2 級技術検定合格証明書 2 級建築士免許証明書

注1 指定建設業は、土木、建築、電気、管、鋼構造物、舗装及び造園の7業種
非指定建設業は、指定建設業以外の22業種

- 実務経験の使用者証明書は建設業許可申請における様式第9号「実務経験証明書」を、指導監督の実務経験の使用者証明書は様式第10号「指導監督の実務経験証明書」を使用すること。
- 監理技術者補佐となるためには、主任技術者の資格を有する者（法第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者）のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であることが必要である。なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られる。

(2) 元請との雇用関係を証する書面の例

(監理技術者資格者証を有していない者を配置する場合にいずれかの写しを提出)

区 分	解 説	根 拠	所有者	作 成 者
住民税特別徴収税額 通知書（特別徴収義務 者用） 注）	給与の支払をする者は、所得税 の源泉徴収義務があり、住民税 の特別徴収義務者として指定 され、毎年5月末までに市区町 村から通知される。	地方税法	建設業者	市区町村
健康保険・厚生年金 保険被保険者標準報 酬決定通知書	事業主は使用する被保険者の 標準報酬月額を年金事務所又 は健康保険組合に届け出る義 務があり、それに対し決定額が 通知される。	健康保険法 厚生年金保 険法	建設業者	日本年金機構 又は 健康保険組合
その他上記に準ずる書類	雇用保険資格取得等確認通知 書（被保険者通知用）、源泉徴 収票 など			

注）個人の【納税義務者用】ではなく、会社に保管義務のある【特別徴収義務者用】のもの

<個人情報等のマスキング> 下線部：必ず確認が必要、※記載がある場合のみ

「本人氏名」、「生年月日※」、「事業所の所在地・名称」、「資格取得年月日等」のわかる部分※」、「書類の発行（交付）年月日」以外の項目はマスキングをした上で写しを提出

《住民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）》

1 令和6年 給与所得等に係る 市民税・県民税 特別徴収額の 決定・変更 通知書 (特別徴収義務者用)

2 3

4 印

5 建設次郎様

6 特別徴収 義務者 氏名または名称 〇〇建設 株式会社 個人番号又は法人番号

- 1 『最新年度』であること
- 2 「決定」、「変更」はどちらでも可
- 3 『特別徴収義務者用』であること
- 4 『自治体印』が確認できること
- 5 『申請者氏名』が確認できること
- 6 『特別徴収義務者名』が確認できること